

## 一般財団法人静岡市環境公社 第4回行動計画

職員がその能力を発揮し、健康で仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日までの4年間

2. 内容

### 目標1

計画期間内に、所定外労働を削減するため、所属間の業務応援等により、所定外労働時間を一人当たり1か月20時間未満及び年間240時間未満とする。

- ・令和5年4月～ 所定外労働の現状を把握（毎月）
- ・令和5年4月～ 安全衛生委員会における検証、情報共有（四半期ごと）
- ・令和5年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- ・令和5年4月～ 社内掲示板等による職員への周知
- ・令和5年4月～ 公社ホームページに掲載し、社内外に公表

### 目標2

令和9年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間13日以上とする。

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況について把握(毎月)
- ・令和5年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- ・令和5年4月～ 計画的な有給休暇取得に向けた個人休暇取得計画を作成
- ・令和5年4月～ 年次有給休暇取得計画の取りまとめ、掲示等による取得促進のための取組の開始
- ・令和5年4月～ 安全衛生委員会における検証、情報共有（四半期ごと）
- ・令和5年4月～ 公社ホームページに掲載し、社内外に公表